

5 肢体不自由（総括的解説）

(1) 肢体不自由は機能の障害の程度をもって判定するものであるが、その判定は、強制されて行われた一時的な能力ではではない。

例えば、肢体不自由者が無理をすれば1kmの距離は歩行できるが、そのために症状が悪化したり、又は疲労、疼痛等のために翌日は休業しなければならないようなものは1km歩行可能者とはいえない。

(2) 肢体の疼痛又は筋力低下等の障害も、客観的に証明でき又は妥当と思われるものは機能障害として取扱う。

具体的な例は次のとおりである。

a 疼痛による機能障害

筋力テスト、関節可動域の測定又はエックス線写真等により、疼痛による障害があることが医学的に証明されるもの

b 筋力低下による機能障害

筋萎縮、筋の緊張等筋力低下をきたす原因が医学的に認められ、かつ、徒手筋力テスト、関節可動域の測定等により、筋力低下による障害があることが医学的に証明されるもの

(3) 全廃とは、関節可動域（以下、他動的な可動域を意味する。）が10度以内、筋力では徒手筋力テストで2以下に相当するものをいう（肩及び足の各関節を除く。）。

機能の著しい障害とは、以下に示す各々の部位で関節可動域が日常生活に支障をきたすと見なされる

値（概ね90度）のほぼ30%（概ね30度以下）のものをいい、筋力では徒手筋力テストで3（5点法）に相当するものをいう（肩及び足の各関節を除く。）。

軽度の障害とは、日常生活に支障をきたすと見なされる値（概ね90度で足関節の場合は30度を超えないもの。）又は、筋力では徒手筋力テストで各運動方向平均が4に相当するものをいう。

(注) 関節可動域は連続した運動の範囲としてとらえ、筋力は徒手筋力テストの各運動方向の平均値をもって評価する。

(4) この解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表わしたものであるため、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならない。

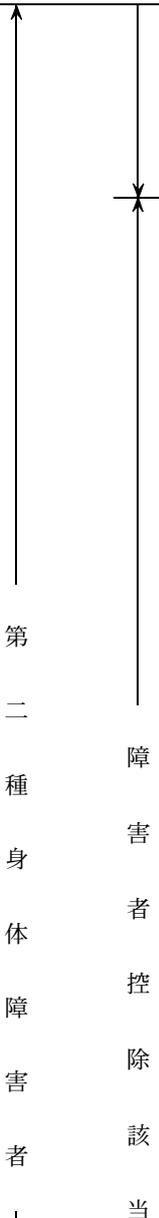
(5) 7級はもとより身体障害者手帳交付の対象にならないが、等級表の備考に述べられているように、肢体不自由で、7級相当の障害が2つ以上ある時は6級になるので参考として記載したものである。

(6) 肢体の機能障害の程度の判定は義肢、装具等の補装具を装着しない状態で行うものであること。ただし、人工骨頭又は人工関節については、下記の各項解説に定めるところによる。

(7) 乳幼児期以前に発現した非進行性の脳病変によってもたらされた脳原性運動機能障害については、その障害の特性を考慮し、上肢不自由、下肢不自由、体幹不自由の一般的認定方法によらず別途の方法によることとしたものである。

5-1 肢体不自由（上肢不自由）

等級	障害程度	鉄道割引所得地方税		解説
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの	↑ 第一種身体障害者	↑ 特別障害者控除	ア 一上肢の機能障害 (7) 「全廃」(2級)とは、肩関節、肘関節、手関節、手指の全ての機能を全廃したものをいう。 (イ) 「著しい障害」(3級)とは、握る、摘む、なでる(手、指先の機能)、物を持ち上げる、運ぶ、投げる押す、ひっぱる(腕の機能)等の機能の著しい障害をいう。 具体的な例は次のとおりである。
	2 両上肢を手関節以上で欠くもの			
2級	1 両上肢の機能の著しい障害	↓	↓	
	2 両上肢のすべての指を欠くもの			

等級	障害程度	鉄道割引 所得地方税	解説
	3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	 第二種 身体 障害者	a 機能障害のある上肢では5kg以内のものしか下げることができないもの。この際荷物は手指で握っても肘でつり下げてもよい b 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか2関節の機能を全廃したもの (ウ) 「軽度の障害」(7級)の具体的な例は次のとおりである。 a 精密な運動のできないもの b 機能障害のある上肢では10kg以内のものしか下げることのできないもの
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの		イ 肩関節の機能障害 (7) 「全廃」(4級)の具体的な例は次のとおりである a 関節可動域30度以下のもの b 徒手筋力テストで2以下のもの (イ) 「著しい障害」(5級)の具体的な例は次のとおりである。 a 関節可動域60度以下のもの b 徒手筋力テストで3に相当するもの
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害		ウ 肘関節の機能障害 (7) 「全廃」(4級)の具体的な例は次のとおりである a 関節可動域10度以下のもの b 高度の動揺関節 c 徒手筋力テストで2以下のもの (イ) 「著しい障害」(5級)の具体的な例は次のとおりである。 a 関節可動域30度以下のもの b 中等度の動揺関節 c 徒手筋力テストで3に相当するもの d 前腕の回内及び回外運動が可動域10度以下のもの エ 手関節の機能障害 (7) 「全廃」(4級)の具体的な例は次のとおりである a 関節可動域10度以下のもの b 徒手筋力テストで2以下のもの (イ) 「著しい障害」(5級)の具体的な例は次のとおりである。 a 関節可動域30度以下のもの b 徒手筋力テストで3に相当するもの

等級	障害程度	鉄道割引 所得地方税	解説
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節，肘関節又は手関節のうち，いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害		オ 手指の機能障害 (7) 手指の機能障害の判定には次の注意が必要である。 ① 機能障害のある指の数が増すにつれて幾何学的にその障害は重くなる。 ② おや指，次いでひとさし指の機能は特に重要である。 ③ おや指の機能障害は摘む，握る等の機能を特に考慮して，その障害の重さを定めなければならない。 (イ) 一側の五指全体の機能障害 ① 「全廃」（3級）の具体的な例は次のとおりである。 字を書いたり，箸を持つことができないもの ② 「著しい障害」（4級）の具体的な例は次のとおりである。 a 機能障害のある手で5kg以内のものしか下げることのできないもの b 機能障害のある手の握力が5kg以内のもの c 機能障害のある手で鋏又はかなづちの柄を握りそれぞれの作業のできないもの ③ 「軽度の障害」（7級）の具体的な例は次のとおりである。 a 精密なる運動のできないもの b 機能障害のある手では10kg以内のものしか下げることのできないもの c 機能障害のある手の握力が15kg以内のもの (ウ) 各指の機能障害 ① 「全廃」の具体的な例は次のとおりである。 a 各々の関節の可動域10度以下のもの b 徒手筋力テストで2以下のもの ② 「著しい障害」の具体的な例は次のとおりである a 各々の関節の可動域30度以下のもの b 徒手筋力テストで3に相当するもの
6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの		
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節，肘関節又は手関節のうち，いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指，くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指，くすり指及び小指の機能を全廃したもの		

5-(2) 肢体不自由 (下肢不自由)

等級	障害程度	鉄道割引 所得地方税	解 説
1級	1 両下肢の機能を全廃したもの	↑ 第一種身体障害者	↑ 特別障害者控除
	2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの		
2級	1 両下肢の機能の著しい障害	↑ 第一種身体障害者	↑ 特別障害者控除
	2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの		
3級	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの	↑ 第一種身体障害者	↑ 特別障害者控除
	2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの		
	3 一下肢の機能を全廃したもの		
4級	1 両下肢のすべての指を欠くもの	↑ 第二種身体障害者	↑ 障害者控除該当
	2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの		
	3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの		
	4 一下肢の機能の著しい障害		
	5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの		
	6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		
5級	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害	↑ 第二種身体障害者	↑ 障害者控除該当
	2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの		
	3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの		

等級	障害程度	鉄道割引 所得地方税	解説
6級	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		<ul style="list-style-type: none"> a 関節可動域10度以下もの b 徒手筋力テストで2以下のもの c 高度の動揺関節，高度の変形 (イ) 「著しい障害」(5級)の具体的な例は次のとおりである。
7級	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節，膝関節又は足関節のうち，いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		<ul style="list-style-type: none"> a 関節可動域30度以下のもの b 徒手筋力テストで3に相当するもの c 中等度の動揺関節 (ウ) 「軽度の障害」(7級)の具体的な例は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> a 関節可動域90度以下のもの b 徒手筋力テストで4に相当するもの又は筋力低下で2km以上の歩行ができないもの エ 足関節の機能障害 (ア) 「全廃」(5級)の具体的な例は次のとおりである <ul style="list-style-type: none"> a 関節可動域5度以内のもの b 徒手筋力テストで2以下のもの c 高度の動揺関節，高度の変形 (イ) 「著しい障害」(6級)の具体的な例は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> a 関節可動域10度以内のもの b 徒手筋力テストで3に相当するもの c 中等度の動揺関節 オ 足指の機能障害 (ア) 「全廃」(7級)の具体的な例は次のとおりである 下駄，草履をはくことのできないもの (イ) 「著しい障害」(両側の場合は7級)とは特別の工夫をしなければ下駄，草履をはくことのできないものをいう。 カ 下肢の短縮 計測の原則として前腸骨棘より内くるぶし下端までの距離を測る。 キ 切断 大腿又は下腿の切断の部位及び長さは実用長をもって計測する。従って，肢断端に骨の突出，瘢痕，拘縮，神経断端腫その他の障害があるときは，その障害の程度を考慮して，上位の等級に判定することもあり得る。

5-(3) 肢体不自由 (体幹不自由)

等級	障害程度	鉄道割引 所得地方税	解 説
1級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	↑ 第一種身体障害者 ↓	体幹とは、頸部、胸部、腹部及び腰部を含み、その機能にはそれら各部の運動以外に体位の保持も重要である。 体幹の不自由をきたすには、四肢体幹の麻痺、運動失調変形等による運動機能障害である。 これらの多くのもはその障害が単に体幹のみならず四肢にも及ぶものが多い。このような症例における体幹の機能障害とは、四肢の機能障害を一応切り離して、体幹のみの障害の場合を想定して判定したものをいう。従って、このような症例の等級は体幹と四肢の想定した障害の程度を総合して判定するのであるが、この際2つの重複する障害として上位の等級に編入するには十分注意を要する。例えば臀筋麻痺で起立困難の症例を体幹と下肢の両者の機能障害として2つの2級の重複として1級に編入することは妥当ではない。
2級	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの		↑ 特別障害者控除 ↓
3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	↓ 障害者控除該当 ↓	
5級	体幹の機能の著しい障害		↓ 第二種身体障害者 ↓

5-(4) 肢体不自由 (脳原性運動機能障害-乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)

等級	障害程度		鉄道割引 所得地方税		解 説																		
	上肢機能	移動機能	上肢	移動																			
1級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	↑ 第一種身体障害者(一上肢のみの場合を除く)	↑ 第一種身体障害者(一下肢のみの場合を除く)	↑ 特別障害者控除 ↓ 障害者控除該当	この障害区分により程度等級を判定するのは、乳幼児期以前に発現した非進行性脳病変によってもたらされた姿勢及び運動の異常についてであり、具体的な例は脳性麻痺である。 以下に示す判定方法は、生活関連動作を主体としたものであるため、乳幼児期の判定に用いることの不適当な場合は前記(1)～(3)の方法によるものとする。 なお、乳幼児期に発現した障害によって脳原性運動機能障害と類似の症状を呈する者で、前記(1)～(3)の方法によることが著しく不利な場合は、この方法によることができるものとする。 ア 上肢機能障害 (7) 両上肢の機能障害がある場合 両上肢の機能障害の程度は、紐むすびテストの結果によって次により判定するものとする。																	
	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの																					
3級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	↑	↑			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>紐むすびテストの結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>等級表1級に該当する障害</td> <td>紐むすびのできた数が19本以下のもの</td> </tr> <tr> <td>等級表2級に該当する障害</td> <td>紐むすびのできた数が33本以下のもの</td> </tr> <tr> <td>等級表3級に該当する障害</td> <td>紐むすびのできた数が47本以下のもの</td> </tr> <tr> <td>等級表4級に該当する障害</td> <td>紐むすびのできた数が56本以下のもの</td> </tr> <tr> <td>等級表5級に該当する障害</td> <td>紐むすびのできた数が65本以下のもの</td> </tr> <tr> <td>等級表6級に該当する障害</td> <td>紐むすびのできた数が75本以下のもの</td> </tr> <tr> <td>等級表7級に該当する障害</td> <td>紐むすびのできた数が76本以上のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	紐むすびテストの結果	等級表1級に該当する障害	紐むすびのできた数が19本以下のもの	等級表2級に該当する障害	紐むすびのできた数が33本以下のもの	等級表3級に該当する障害	紐むすびのできた数が47本以下のもの	等級表4級に該当する障害	紐むすびのできた数が56本以下のもの	等級表5級に該当する障害	紐むすびのできた数が65本以下のもの	等級表6級に該当する障害	紐むすびのできた数が75本以下のもの	等級表7級に該当する障害	紐むすびのできた数が76本以上のもの
	区 分	紐むすびテストの結果																					
等級表1級に該当する障害	紐むすびのできた数が19本以下のもの																						
等級表2級に該当する障害	紐むすびのできた数が33本以下のもの																						
等級表3級に該当する障害	紐むすびのできた数が47本以下のもの																						
等級表4級に該当する障害	紐むすびのできた数が56本以下のもの																						
等級表5級に該当する障害	紐むすびのできた数が65本以下のもの																						
等級表6級に該当する障害	紐むすびのできた数が75本以下のもの																						
等級表7級に該当する障害	紐むすびのできた数が76本以上のもの																						
4級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	↑	↑	(注) 紐むすびテスト 5分間にとじ紐(長さ概ね43cm)を何本むすぶことができるかを検査するもの																		
	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの				↑ 第二種身体障害者	↑ 第二種身体障害者																
5級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	↑	↑	(イ) 一上肢の機能に障害がある場合 一上肢の機能障害の程度は5動作の能力テストの結果によって、次により判定するものとする。																		

等級	障害程度		鉄道割引 所得地方税			解 説	
	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	↓	↓	↓	区 分	5動作の能力テストの結果
6級						等級表1級に該当する障害	—
7級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの				等級表2級に該当する障害	5動作の全てができないもの
						等級表3級に該当する障害	5動作のうち1動作しかできないもの
						等級表4級に該当する障害	5動作のうち2動作しかできないもの
						等級表5級に該当する障害	5動作のうち3動作しかできないもの
						等級表6級に該当する障害	5動作のうち4動作しかできないもの
						等級表7級に該当する障害	5動作の全てができるが、上肢に不随意運動・失調等を有するもの
						<p>(注) 5動作の能力テスト 次の5動作の可否を検査するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a 封筒をはさみで切る時に固定する b さいふからコインを出す c 傘をさす d 健側の爪を切る e 健側のそで口のボタンをとめる <p>イ 移動機能障害 移動機能障害の程度は、下肢、体幹機能の評価の結果によって次により判定する。</p>	
						区 分	下肢・体幹機能の評価の結果
						等級表1級に該当する障害	つたい歩きができないもの
						等級表2級に該当する障害	つたい歩きのみができるもの
						等級表3級に該当する障害	支持なしで立位を保持し、その後10m歩行することはできるが、椅子から立ち上がる動作又は椅子に座る動作ができないもの
						等級表4級に該当する障害	椅子から立ち上がり10m歩行し再び椅子に座る動作に15秒以上かかるもの
						等級表5級に該当する障害	椅子から立ち上がり10m歩行し再び椅子に座る動作は15秒未満でできるが、50cm幅の範囲を直線歩行できないもの
						等級表6級に該当する障害	50cm幅の範囲を直線歩行できるが、足を開き、しゃがみこんで、再び立ち上がる動作ができないもの
						等級表7級に該当する障害	6級以上には該当しないが、下肢に不随意運動・失調等を有するもの